

## 郵送による転出証明書の請求方法について

1 次のものをご用意ください。

※ 転出証明書は無料です。

① 郵送請求書：下記の請求書に必要事項を自筆で記入してください。

② 本人確認書類：身分証明書（免許証、マイナンバーカードや保険証等）の写し

※マイナンバーカード（写真付き）をお持ちの方は、カードの表面のコピーを添付してください。

③ 返信用封筒：返送先を記入し、切手を貼ってください。

※マイナンバーカードを利用した転出届は、転出証明書を発行しないため、返信用封筒は不要です。

2 上記①～③を同封のうえ、以下の宛先へ郵送してください。

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

身延町役場 町民課 町民担当あて

不明な点がありましたら、町民課（☎0556-42-4804）へお問い合わせください。

## 転出証明書郵送請求書

令和 年 月 日

身延町長 様

私は、下記のとおり住所を変更したので届け出ます。

つきましては、転出証明書を新住所地へ送付願います。

|       |  |      |     |
|-------|--|------|-----|
| 申請者氏名 |  | 電話番号 | ( ) |
|-------|--|------|-----|

※ 自筆で記入してください。

※ 電話番号は日中連絡が取れる番号を必ずご記入ください。

|                 |            |      |                    |
|-----------------|------------|------|--------------------|
| 1 新しい住所・世帯主     |            |      |                    |
| 住所              |            | 世帯主  |                    |
| 2 新しい住所に住み始めた日  |            | 令和   | 年 月 日              |
| 3 今までの住所・世帯主    |            |      |                    |
| 住所              | 山梨県南巨摩郡身延町 | 世帯主  |                    |
| 4 本籍・筆頭者氏名      |            |      |                    |
| 本籍              |            | 筆頭者  |                    |
| 5 転出した人の氏名・生年月日 |            |      |                    |
| 氏名              |            | 生年月日 | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日 |
| 氏名              |            | 生年月日 | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日 |
| 氏名              |            | 生年月日 | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日 |
| 氏名              |            | 生年月日 | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日 |
| 氏名              |            | 生年月日 | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日 |

# 記入例

## 郵送による転出証明書の請求方法について

1 次のものをご用意ください。

※ 転出証明書は無料です。

- ① 郵送請求書：下記の請求書に必要事項を自筆で記入してください。
- ② 本人確認書類：身分証明書（免許証、マイナンバーカードや保険証等）の写し  
※マイナンバーカード（写真付き）をお持ちの方は、カードの表面のコピーを添付してください。
- ③ 返信用封筒：返送先を記入し、切手を貼ってください。  
※マイナンバーカードを利用した転出届は、転出証明書を発行しないため、返信用封筒は不要です。

2 上記①～③を同封のうえ、以下の宛先へ郵送してください。

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

身延町役場 町民課 町民担当あて

不明な点がありましたら、町民課（☎0556-42-4804）へお問い合わせください。

①～③の書類の送付漏れ  
にご注意ください。

### 転出証明書郵送請求書

記入日

令和●●年●●月●●日

身延町長 様

私は、下記のとおり住所を変更したので届け出ます。  
つきましては、転出証明書を新住所地へ送付願います。

以下の申請者氏名・電話番号および  
1～5をすべて記入してください。  
住所はアパート名・部屋番号等あ  
れば詳しく記入してください。

|       |                    |      |     |
|-------|--------------------|------|-----|
| 申請者氏名 | 身延 一郎<br>※自署してください | 電話番号 | ( ) |
|-------|--------------------|------|-----|

※ 自筆で記入してください。

※ 電話番号は日中連絡が取れる番号を必ずご記入ください。

|                 |                                  |                |                          |
|-----------------|----------------------------------|----------------|--------------------------|
| 1 新しい住所・世帯主     |                                  |                |                          |
| 住所              | ●●県●●市●●●●丁目●番●号<br>●●アパート●●●●号室 | 世帯主            | 身延 一郎                    |
| 2 新しい住所に住み始めた日  |                                  | 令和 ●●年 ●●月 ●●日 |                          |
| 3 今までの住所・世帯主    |                                  |                |                          |
| 住所              | 山梨県南巨摩郡身延町●●●●番地                 | 世帯主            | 身延 太郎                    |
| 4 本籍・筆頭者氏名      |                                  |                |                          |
| 本籍              | 山梨県南巨摩郡身延町●●●●番地                 | 筆頭者            | 身延 一郎                    |
| 5 転出した人の氏名・生年月日 |                                  |                |                          |
| 氏名              | 身延 一郎                            | 生年月日           | 明・大<br>昭・平・令 ●●年 ●●月 ●●日 |
| 氏名              | 身延 花子                            | 生年月日           | 明・大<br>昭・平・令 ●●年 ●●月 ●●日 |
| 氏名              |                                  | 生年月日           | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日       |
| 氏名              |                                  | 生年月日           | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日       |
| 氏名              |                                  | 生年月日           | 明・大<br>昭・平・令 年 月 日       |

# 身延町から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に、新住所地で転入の手続きをしてください。  
 (なお、正当な理由がなく14日を超えた時は、過料がかかる場合があります。)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当分の間、届出が転入日より14日を経過しても「正当な理由」があったものとみなされ、過料の対象にはなりません。

| 項目                     | 担当課                                        | 身延町での手続き（注意事項）                                                                                                                                                                                                            | 新住所地での手続き                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 転出届（身延町）<br>転入届（新住所地）  | 町民課 町民担当<br>（本庁舎）<br>Tel.0556-42-4804      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出予定日の14日前から転出手続きができます。</li> <li>・個人番号カードをお持ちの方はカードを利用した特例転出の手続きを行います。</li> <li>・転出を取りやめた時は、転出証明書を持参して転出取消しの手続きをしてください。</li> <li>・転出予定地が変更になった場合でも、お持ちの転出証明書で手続きができます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出証明書・印鑑・本人確認書類（免許証等）・転入される方全員の個人番号カードを持参してください。</li> <li>・特例転入（転出）の場合は、転出証明書を発行しませんので、必ず「個人番号カード」を持参してください。</li> <li>・外国人住民の方は、転入される方全員の在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。</li> </ul> |
| 印鑑登録                   |                                            | 印鑑登録証をお返しください。<br>転出（予定）日をもって自動的に使えなくなります。                                                                                                                                                                                | 必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。                                                                                                                                                                                          |
| 個人番号カード<br>（マイナンバーカード） |                                            | 署名用電子証明書は失効します。<br><br>※転出予定年月日から30日を経過しても転入届を行わなかった場合、マイナンバーカードは失効しますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、当分の間、転出予定年月日から60日までは失効させず、マイナンバーカードの継続利用の手続きが可能です。                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続利用の手続きが必要です。なお、手続きには暗証番号を入力する必要があります。</li> <li>・署名用電子証明書の発行手続きをしてください。</li> <li>・個人番号カード所持者が転入手続きに行けない場合は、転入先の市区町村でお尋ねください。</li> </ul>                                   |
| マイナンバーの通知カード           |                                            | お手元の通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できませんが、通知カードに記載されたマイナンバーは今後も各手続等で使用する番号ですので、紛失しないようご注意ください。マイナンバーを証明する書類が必要な方は、新住所地でマイナンバー入りの住民票を取得していただくか、マイナンバーカードの申請をご検討ください。                                                              |                                                                                                                                                                                                                    |
| 国外への転出<br>国外からの転入      |                                            | 1年以上国外に行く予定の方は、事前に転出手続きをしてください。                                                                                                                                                                                           | 帰国した際は、パスポートを持参のうえ、転入手続きをください。（転入先が本籍地以外の場合は、戸籍謄（抄）本・戸籍附票が必要です。）                                                                                                                                                   |
| 国民年金に加入している方           | 手続きは必要ありません。                               | 住所変更の手続きは原則省略となりました。                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                    |
| 国民健康保険                 | 町民課<br>保険年金担当<br>（本庁舎）<br>Tel.0556-42-4804 | 保険証をお返しください。<br>転出（予定）日から使用できなくなります。<br>※大学・高校などに進学するために転出される方は、新住所の保険証を「身延町」が発行します。（事前に手続きが必要です）                                                                                                                         | 新たに加入の手続きをしてください。<br>※住所地特例施設に転入される方は、新住所の保険証を「身延町」が発行します。                                                                                                                                                         |
| 後期高齢者医療保険              |                                            | 保険証をお返しください。<br>転出（予定）日から使用できなくなります。<br>県外へ転出される方は、「負担区分証明書」を受領してください。                                                                                                                                                    | 新たに加入の手続きをしてください。<br>※県外の住所地特例施設に転入される方は、新住所の保険証を引き続き「山梨県後期高齢者医療広域連合」が発行します。（身延町から郵送されます）                                                                                                                          |
| バイクをお持ちの方<br>（125cc以下） | 税務課 課税担当<br>（本庁舎）<br>Tel.0556-42-4803      | ナンバープレート・標識交付証明書を持参して、廃車の手続きをください。                                                                                                                                                                                        | 廃車証明書を持参して、新たに手続きをください。                                                                                                                                                                                            |
| 防災行政無線戸別受信機を設置されている方   | 交通防災課<br>（本庁舎）<br>Tel.0556-42-4809         | 戸別受信機は町が各世帯へ貸与し、管理をしています。<br>不要になった受信機はお返しください。                                                                                                                                                                           | 転入先の市区町村でお尋ねください。                                                                                                                                                                                                  |

裏面もご覧ください

令和4年3月23日現在

| 項 目                     | 担 当 課                                            | 身 延 町 で の 手 続 き ( 注 意 事 項 )                                                                           | 新 住 所 地 で の 手 続 き                                                                            |
|-------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介 護 保 険                 | 福祉保健課 介護保険担当<br>(中富すこやかセンター)<br>Tel.0556-20-4611 | 介護保険証をお返してください。<br>要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を交付します。                                                      | 要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を提出してください。<br>※住所地特例施設に転入される方は、新住所の介護保険証を「身延町」が発行します。                  |
| 障 害 者 手 帳 等             | 福祉保健課 福祉担当<br>(中富すこやかセンター)<br>Tel.0556-20-4611   | 障害者福祉サービスを利用している方はご連絡ください。                                                                            | 「障害者手帳」を持参して住所変更の手続きをしてください。                                                                 |
| 重度心身障害者医療費              |                                                  | 「重度心身障害者医療費助成金受給者証」をお返してください。受給者証の控え（コピー）をお渡しします。<br>山梨県内に転出される方は、所得課税証明書（同一世帯になる転出者全員分）を取得してください。    | 各都道府県で制度が異なります。転入先の市区町村でお尋ねください。<br>山梨県内に転入される方は、「所得課税証明書」と「受給者証のコピー」を持参して、新たに申請の手続きをしてください。 |
| 児 童 手 当 を 受 給 し て い る 方 | 子育て支援課<br>(中富すこやかセンター)<br>Tel.0556-20-4580       | 児童手当消滅の手続きをしてください。                                                                                    | 新たに受給申請の手続きをしてください。                                                                          |
| 子 育 て 支 援 医 療 費         |                                                  | 受給資格喪失の手続きをしてください。<br>「子育て支援医療費助成金受給資格者証」をお返してください。                                                   | 各市区町村で制度が異なります。<br>転入先の市区町村でお尋ねください。                                                         |
| ひとり親家庭医療費               |                                                  | 受給資格喪失の手続きをしてください。<br>「ひとり親家庭医療費助成金受給者証」をお返してください。                                                    | 各市区町村で制度が異なります。<br>転入先の市区町村でお尋ねください。                                                         |
| やまなし子育て<br>応 援 カ ー ド    |                                                  | 特にありません。                                                                                              | 山梨県内の市町村に転入される方は、転入先にお持ちのカードを提出して、新しいカードの交付を受けてください。                                         |
| 保 育 園 ( 所 )             |                                                  | 退園（所）の手続きをしてください。                                                                                     | 新たに入園（所）の手続きをしてください。                                                                         |
| 妊婦・乳児検診受診票等             |                                                  | 身延町発行の未使用の以下の受診票は使用できません。<br>「妊婦一般健康診査受診票」・「乳児一般健康診査受診票」・<br>「産婦健康診査受診票」・「新生児聴覚検査受診票」                 | 未使用の受診票を持参のうえ、転入先の市区町村へご相談ください。                                                              |
| 町 営 ・ 町 有 住 宅           | 建設課 建築住宅担当<br>(中富総合会館)<br>Tel.0556-42-4808       | ・世帯全員が転出する場合は、退去届等が必要となりますので、ご連絡ください。<br>・世帯の一部の方が転出する場合は、「町営住宅世帯員異動届書」に異動後の世帯員の住民票（謄本）を添付して、ご提出ください。 | 特にありません。                                                                                     |
| 公 立 小 ・ 中 学 校           | 学校教育課<br>(下部保健福祉センター)<br>Tel.0556-20-3016        | 各学校で「在学証明書」・「教科書給与証明書」の交付を受けてください。                                                                    | 「在学証明書」等を添えて、転校先の学校で手続きをしてください。                                                              |
| 水 道 ・ 下 水 道             | 環境上下水道課<br>(中富浄化センター)<br>Tel.0556-42-4811        | 休止または廃止、もしくは使用者変更の手続きが必要です。                                                                           | 転入先の市区町村でお尋ねください。                                                                            |
| 新 型 コ ロ ナ 関 連           | 福祉保健課<br>(すこやかセンター)<br>Tel.0556-20-4611          | 身延町発行の未使用の接種券は使用できません。破棄してください。                                                                       | 接種券の発行については、転入先の市区町村へご相談ください。                                                                |

※各種税金、上・下水道使用料、介護保険料等の納め忘れがないようご注意ください。（詳しくは担当課へお尋ねください。）

**身延町役場 町民課町民担当**

〒409-3392 身延町切石350番地  
TEL 0556-42-4804（町民課直通）

**身延支所 住民サービス担当**

〒409-2592 身延町梅平2483番地36  
TEL 0556-62-1111

**下部支所 住民サービス担当**

〒409-2992 身延町常葉1093番地  
TEL 0556-36-0011